

昭和三十三年法律第六号

銃砲刀剣類所持等取締法

目次

第一章 総則（第一条—第三条の十三）

第二章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可（第四条—第十三条の四）

第三章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認（第十四条—第二十一条）

第四章 雜則（第二十一条の二—第三十条の三）

第五章 罰則（第三十一条—第三十七条）

附則 第一章 総則

第二条 (趣旨) この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

第三条 この法律において「銃砲」とは、次に掲げる物をいう。

一 装薬銃砲（拳銃、小銃、機関銃、獵銃その他火薬を使用して金属性弾丸を発射する機能を有する銃又は砲のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもののをいう。第三条の四及び第三十一条の第三項第一号において同じ。）

二 空気銃（圧縮した気体を使用して金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）

三 電磁石銃（電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した金属性弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。第三十一条の三第二項第二号において同じ。）

五センチメートル以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り五・五センチメートル以上の剣、あいくち並びに四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り五・五セン

チメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刀体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつて峰の先端部が丸みを帯び、かつ、峰の上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対し六十度以上の角度で交わるもの）を除く。）をいう。

（所持の禁止）

第三条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲若しくはクロスボウ（引いた弦を固定し、これを解放することによつて矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ）（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、第五条の三第一項若しくは第五条の三の二第一項若しくは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第四項の講習の教材の用に供するため、第五条の四第一項の技能検定（第三号の二並びに第三条の三第一項第二号及び第五号の二において「技能検定」という。）の用に供するため、第五条の五第一項の講習（第四号の四並びに第三条の四第一項第二号の教習射撃指導員（次号、第三条の三第一項第七号及び第五条の五第四項において「教習射撃指導員」という。）が第九条の五第一項の射撃教習（以下この号及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。）を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習を受けるため第九条の六第二項の教習用備付け銃（第四号の六及び第三条の三第一項第七号において「教習用備付け銃」という。）を所持する場合

三 第二項第一号において供するため所持する場合

四 第二項第一号の所持に供するため必要な銃砲等又は刀剣類の管理に係る職務を行なう国又は地方公共団体の職員が当該銃砲等又は刀剣類を当該職務のため所持する場合

五 第二項第一号において供するため所持する場合

六 第二項第一号において供するため所持する場合

七 第二項第一号において供するため所持する場合

八 第二項第一号において供するため所持する場合

九 第二項第一号において供するため所持する場合

十 第二項第一号において供するため所持する場合

十一 第二項第一号において供するため所持する場合

十二 第二項第一号において供するため所持する場合

十三 第二項第一号において供するため所持する場合

十四 第二項第一号において供するため所持する場合

十五 第二項第一号において供するため所持する場合

十六 第二項第一号において供するため所持する場合

十七 第二項第一号において供するため所持する場合

十八 第二項第一号において供するため所持する場合

十九 第二項第一号において供するため所持する場合

二十 第二項第一号において供するため所持する場合

二十一 第二項第一号において供するため所持する場合

四の二 第九条の三の二第一項のクロスボウ射撃指導員（第四号の九、第四条第一項第五号の三及び第八条第一項第七号の二において「クロスボウ射撃指導員」という。）がクロスボウの射撃について危害予防上必要な措置が執られている場所として内閣府令で定めるもの（以下「クロスボウ射撃場」という。）においてクロスボウによる射撃の指導を行うため該指導を受けた者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持するクロスボウを所持する場合

四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員（次号、第三条の三第一項第七号及び第五条の五第四項において「教習射撃指導員」という。）が第九条の五第一項の射撃教習（以下この号及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。）を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習を受けるため第九条の六第二項の教習用備付け銃（第四号の六及び第三条の三第一項第七号において「教習用備付け銃」という。）を所持する場合

四の四 第九条の四第一項第七号及び第五条の五第四項において「教習射撃指導員」という。）が第九条の五第一項の射撃教習（以下この号及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。）を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習を受けるため第九条の六第二項の教習用備付け銃（第四号の六及び第三条の三第一項第七号において「教習用備付け銃」という。）を所持する場合

四の五 第九条の四第一項第七号及び第五条の五第四項において「教習射撃指導員」という。）が第九条の五第一項の射撃教習（以下この号及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。）を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習を受けるため第九条の六第二項の教習用備付け銃（第四号の六及び第三条の三第一項第七号において「教習用備付け銃」という。）を所持する場合

四の六 第九条の四第一項第七号及び第五条の五第四項において「教習射撃指導員」という。）が第九条の五第一項の射撃教習（以下この号及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。）を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習を受けるため第九条の六第二項の教習用備付け銃（第四号の六及び第三条の三第一項第七号において「教習用備付け銃」という。）を所持する場合

四の七 第九条の四第一項第七号及び第五条の五第四項において「教習射撃指導員」という。）が第九条の五第一項の射撃教習（以下この号及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。）を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習を受けるため第九条の六第二項の教習用備付け銃（第四号の六及び第三条の三第一項第七号において「教習用備付け銃」という。）を所持する場合

四の八 第九条の四第一項第七号及び第五条の五第四項において「教習射撃指導員」という。）が第九条の五第一項の射撃教習（以下この号及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。）を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習を受けるため第九条の六第二項の教習用備付け銃（第四号の六及び第三条の三第一項第七号において「教習用備付け銃」という。）を所持する場合

四の九 第九条の十六第一項の規定による資格の認定を受けた者（以下「クロスボウ射撃格者」という。）が、クロスボウ射撃場において、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持する場合

五 第十条の五第一項の規定による空気銃又は拳銃の保管の委託を受けた者がその委託に係る空気銃又は拳銃を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

六 第十四条の規定による登録を受けたもの（変装銃砲刀剣類等を除く。）を所持する場合

七 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の武器製造事業者若しくは獵銃等製造装置において「練習射撃指導員」という。）が第九条の十第一項の射撃練習（以下この号、第三条の三第一項第八号及び第九条の九第一項第二号において「射撃練習」という。）に係る指導若しくは助言を行うため、又は射撃

該所持することができる拳銃部品を譲り受け、又は借り受けける場合

三 第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持することができる者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持する者から当該所持することができる拳銃部品を譲り受け、又は借り受けける場合

第三条の十二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃実包を譲り受けたはならない。

一 第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができる拳銃実包を譲り受ける場合

二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができる拳銃実包を譲り受ける場合

(発射の禁止)

第三条の十三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他他の不特定若しくは多数の者の乗物(以下この条において「道路等」という)に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

二 指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合又は銃砲で射撃を行う施設等を発射する場合

一 法令に基づき職務のため銃砲等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該銃砲等を発射する場合

三 クロスボウ射撃場においてクロスボウで射撃をする場合

四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除(次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」といふ。)以外の有害鳥獣駆除(第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。)の用途に限る。)に供するための法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)をする場合。(ただし、許可に係る猟銃がライフル銃(銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるものをいう。以下同じ。)である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。)

五 次条第一項第一号又は第二号の規定により有害鳥獣駆除、人命救助、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(射撃場を除く。)において銃砲を発射する必要がある産業として政令で定めるもの(第七号及び第十三条の十一第一項第三号ロにおいて「特定銃砲使用産業」という。)の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するたる他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物(以下この条において「道路等」という)に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

六 次条第一項第一号又は第二号の二の規定により有害鳥獣駆除、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(クロスボウ射撃場を除く。)においてクロスボウを発射する必要がある産業として政令で定めるもの(次号及び第三十一条の十一第一項第三号ハにおいて「特定クロスボウ使用産業」という。)の用途に供するためクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するため、当該許可に係る銃砲を使用する場合

七 次条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻酔、特定銃砲使用産業

三 克ロスボウ射撃場においてクロスボウで射撃をする場合

四 次条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥獣駆除(次号及び第六号において「特定有害鳥獣駆除」といふ。)以外の有害鳥獣駆除(第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥獣駆除」という。)の用途に限る。)に供するための法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)をする場合。(ただし、許可に係る猟銃がライフル銃(銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの五分の一以上であるものをいう。以下同じ。)である場合において、第五条の二第四項第一号ロに該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。)

五 次条第一項第一号又は第二号の規定により有害鳥獣駆除、人命救助、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(射撃場を除く。)において銃砲を発射する必要がある産業として政令で定めるもの(第七号及び第十三条の十一第一項第三号ロにおいて「特定銃砲使用産業」という。)の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するたる他の不特定若しくは多数の者の用に供される乗物(以下この条において「道路等」という)に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

六 次条第一項第一号又は第二号の二の規定により有害鳥獣駆除、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(クロスボウ射撃場を除く。)においてクロスボウを発射する必要がある産業として政令で定めるもの(次号及び第三十一条の十一第一項第三号ハにおいて「特定クロスボウ使用産業」という。)の用途に供するためクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途にあつては、特定有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するため、当該許可に係る銃砲を使用する場合

五 国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の審判に従事する者として適当であるとして政令で定める運動競技の用途に供するため、拳銃又は空気拳銃を競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技を所持しようとするもの

五 国際的又は全国的な規模で開催される政令で定める運動競技会における運動競技の審判に従事する者として適当であるとして政令で定める運動競技の用途に供するため、拳銃射撃競技又は空気拳銃射撃競技に供するため、拳銃又は空気拳銃を競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で、当該運動競技を所持しようとするもの

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃信号銃又は拳銃を所持しようとするもの

五の二 年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技のための空気銃の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、法人の事業場の所在地を管轄する都道府県

公安委員会の許可を受けなければならないものとする。
(許可の申請)

第四条の二 前条の規定による許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日

二 銃砲等又は刀剣類の種類（内閣府令で定める銃砲の種類を含む）

三 銃砲等又は刀剣類の所持の目的

四 その他内閣府令で定める事項

五 認知機能検査

六 住居の定まらない者

七 第十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取

事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者に対し、その所持する銃砲又は空氣銃が当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、内閣府令で定めるところにより、当該許可に係る銃砲又は空氣銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずる

ことができる。

前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による銃砲若しくは空氣銃又はクロスボウの所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

前項に定めるもののほか、第一項の許可申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が五十五歳以上のも

のは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する

検査を受けなければならない。

都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で該当検査の結果が認知機能に關し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。（確認及び番号又は記号の打刻）

第四条の四 第四条の規定による許可を受けた者は、銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた場合においては、その所持することとなつた日から起算して十四日以内に、内閣府令で定めるところにより、その所持することとなつた銃砲等又は刀剣類が当該許可に係る銃砲等又は刀剣類であるかどうかについて、住所地又は法人の

り消され、又は同条第三項、第四項、第六項若しくは第七項の規定により許可を取り消さ

れた日から起算して五年を経過していない者

第十一条第一項第四号に該当したことによ

り同項の規定により許可を取り消された日か

ら起算して十年を経過していない者

第十二条第一項第一号、第二号若しくは第二

四号、第三項、第四項、第六項又は第七項の

規定による許可の取消处分に係る聽聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日ま

での間に当該処分に係る銃砲等又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基づいて所持しないこととなつた者（銃砲等又は刀剣類を所持しないこととなつたことについて相当な理由がある者を除く。）で当該所持しないこと

ととなつた日から起算して五年（同条第一項第四号の規定による許可の取消处分に係る者にあつては、十年）を経過していないもの

第十三条の三第一項に該当したことによ

り同項の規定により第九条の十三第二項の年少射撃資格の認定（以下この号及び次号において「年少射撃資格の認定」という。）にあつては、十年を経過していないもの

第十四条の三第一項に該当したことによ

り同項の規定により第九条の十三第二項の年少射撃資格の認定（以下この号及び次号において「年少射撃資格の認定」という。）を取り消され、又は第十三条の三第二項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された

日から起算して五年を経過していない者

第十五条の三第一項第三号に該当したこ

とにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して十年を経過してい

ない者

第十六条の三第一項に該当したことによ

り同項の規定により年少射撃資格の認定

を取り消された日から起算して五年を経過して

いる場合においては、許可をしてはならない

十八歳に満たない者（空氣銃の所持の許可を受けようとする者で、国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空氣銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦されたものにあつては、十四歳に満たない者）

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得た

三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲等若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかるつてゐる者又は介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症である者

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者（第一号、第三号又は前号に該当する者を除く。）

六 住居の定まらない者

七 第十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第四項に規定するストーカー行為をし、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令若しくは同条第二項第一項又は第十条の二の規定（同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十七 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行ふおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（前号に該当する者を除く。）

十八 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者（前号に該当する者を除く。）

十九 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項又は第十条の二の規定（同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。）による命令を受けた日から起算して十年を経過していない者

二十 第十二条第一項に該当したことによ

り同項の規定により命令が実じなかつた場合においては、許可をしてはならない。

二十一 都道府県公安委員会は、変装銃砲刀剣類等はその構造若しくは機能が政令で定める基準に適合しない銃砲等については、許可をしてはなら

ない。

二十二 都道府県公安委員会は、第四条の規定による保管設備を有している場合でなければ、許可をしてはならない。ただし、その者が当該銃砲等の保管を専ら第十条の五、第十条の八又は第十条の八の二の規定により他の者に委託して行う場合は、この限りでない。

二十三 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者に第一項第三号から第五号まで又は第十五号から第十八号までに該当する同居の親族（配偶者について、婚姻の届出をしていないが実事上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第八条第七項において同じ。）がある場合において、その同居の親族が当該許可の申請に係る銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするお

りの確認を受けなければならない。

前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による銃砲若しくは空氣銃又はクロスボウの所持の許可に係るものである場合には、当該許可申請書には、医師の診断書であつて内閣府令で定める要件に該当するものを添付しなければならない。

前項に定めるもののほか、第一項の許可申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が五十五歳以上のも

のは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する

検査を受けなければならない。

都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で該当検査の結果が認知機能に關し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。（確認及び番号又は記号の打刻）

第四条の四 第四条の規定による許可を受けた者は、銃砲等又は刀剣類を所持することとなつた場合においては、その所持することとなつた日から起算して十四日以内に、内閣府令で定めるところにより、その所持することとなつた銃砲等又は刀剣類が当該許可に係る銃砲等又は刀剣類であるかどうかについて、住所地又は法人の

それがあると認められる者であるときは、許可をしないことができる。（獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウの許可の基準の特例）

第五条の二 都道府県公安局委員会は、第四条第一項第一号の規定による獣銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一次条第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの。

都道府県公安局委員会は、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者と同等以上の知識を有する者として政令で定める者。

都道府県公安局委員会は、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

二十歳に満たない者（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者については、十八歳に満たない者）。

二 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者。

三 獅銃等、刀劍類、第二十一条の三第一項に規定する準空氣銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀劍類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは长期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過して十人を経過していない者。

四 所持しようとする種類の獣銃に係る第九条の五第五項の教習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの。

五 所持しようとする種類の獣銃に係る第九条の六所持しようとする種類の獣銃に係る獣銃等の不在者。

六 射撃指導員

都道府県公安局委員会は、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 現に許可済獣銃（所持しようとする種類の獣銃であつて、第四条第一項第一号の規定による許可を受けたものをい。以下この号及び次号において同じ。）を所持している者（当該許可済獣銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付

を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済獣銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であると認めた者で、第八条第一項第四号の規定により当該許可済獣銃の所持の許可が効力を失つた日（当該災害に起因するやむを得ない事情により、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可の申請をすることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して一月を経過しないもの（当該許可済獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

三 海外旅行・災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの（当該許可を受けて所持していた獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

四 所持しようとする種類の獣銃に係る第五条の四第二項の合格証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの。

五 第五条の二第二号若しくは第三号に掲げた期間とを通算して十年以上同号」とする。

第六条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による獣銃の所持の許可を受けていた期間と前項第二号若しくは第三号に掲げた期間若しくは第八号の規定により許可が効力を失つた日前において継続して第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けた者として第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けた日以後において継続して同号の規定による獣銃の所持の許可を受けた期間とを通算して十年以上同号」とする。

六 都道府県公安局委員会は、第四条第一項第五号の二の規定による許可の申請に係る空氣銃が空氣銃である場合には、当該空氣銃の所持の許可を受けようとする者が年少射撃資格者に対する政令で定める運動競技会の空氣銃射撃競技のための空氣銃の射撃の指導に従事する者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者でなければ、許可をしてはならない。

七 都道府県公安局委員会は、第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 第五条の三の二第二項の講習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して三年を経過しないもの。

二 クロスボウの取扱いに関する講習会（獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会）

八 繼続して十年以上第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けていた者（イ又はハに該当する者を除く。）

九 ライフル銃による獣類の捕獲等を必要とする者（ル銃による獣類の捕獲等を必要とする者）

一〇 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲等を必要とする者（ライフル銃による獣類の捕獲等を必要とする者を除く。）

一一 駆除競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であると認めた者で、第八条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可が効力を失つた日（当該災害に起因するやむを得ない事情により、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可の申請をすることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して一月を経過しないもの（当該許可済獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

一二 震災、風水害、火災その他の災害により許可済獣銃を亡失し、又は許可済獣銃が滅失した者で、第八条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可が効力を失つた日（当該災害に起因するやむを得ない事情により、第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可の申請をすることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して一月を経過しないもの（当該許可済獣銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

一三 前項の規定による講習会の開催に関する事務の執行を行つた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合においては、その旨を住所地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出で講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

一四 都道府県公安局委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に對し、講習修了証明書を交付し得るための講習会を開催するものとする。

一五 獣銃及び空氣銃の所持に関する法令（イ又はハに該当する者を除く。）

一六 講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合は、その旨を住所地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出で講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

一七 都道府県公安局委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に對し、講習修了証明書を交付し得るための講習会を開催するものとする。

一八 ライフル銃の所持に關する法令

一九 クロスボウの使用、保管等の取扱い

二〇 前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合は、その旨を住所地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出で講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

二一 都道府県公安局委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の開催に関する事務の執行を行つた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合は、その旨を住所地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出で講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

一部を政令で定める者に行わせることができ
る。

(技能検定)

第五条の四 都道府県公安委員会は、政令で定め
るところにより、その管轄区域内に住所を有す
る者で第四条第一項第一号の規定による獅銃の
所持の許可を受けようとするもの（第五条の二
第三項各号のいずれかに該当する者を除く。）
に対し、都道府県公安委員会が指定する獅銃を
使用して、その所持しようとする種類の獅銃に
係る獅銃の操作及び射撃に関する技能検定を実
施するものとする。ただし、第五条（第一項第
一号及び第二項から第四項までを除く。）及び
第五条の二（第三項、第六項及び第七項を除
く。）の許可の基準に適合しないため第四条第
一項第一号の規定による獅銃の所持の許可を受
ける資格を有しないと認められる者は、技能檢
定を受けることができない。

第五条の五 都道府県公安委員会は、政令で定め
るところにより、その管轄区域内に住所を有す
る者で現に第四条第一項第一号の規定による許
可を受けて獅銃を所持している者の受講者と
して、当該種類の獅銃の操作及び射撃の技能に
関する講習を行うものとする。

第五条の三 第二項の規定は、前項の技能講習
修了証明書について準用する。

第六条 本邦において開催される銃砲等又は刀剣
類を使用する国際競技に参加するため入国する
（国際競技に参加する外国人に対する許可の特
例）

次項において同じ。）が経過するまでの期間と
する。

効期間は、更新前の許可の有効期間が満了した

外国人は、当該国際競技に用いる銃砲等又は刀

劍類の所持について、出入国港の所在地を管轄

する都道府県公安委員会の許可を受けなければ
ならない。

前項の規定による許可の申請があつた場合に
おいては、都道府県公安委員会は、政令で定め
るところにより期間を定めて、許可するものと
する。

第四条の二（第二項を除く。）の規定は、第
二項の外国人について準用する。この場合にお
いて、同条第一項中「住所地又は法人の事業場
の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」
と読み替えるものとする。

第七条 都道府県公安委員会は、第四条又は前條
の規定による許可をする場合においては、許可
証を交付しなければならない。ただし、第四条
第一項第一号の規定による獅銃若しくは空氣銃
の所持の許可を現に受けている者に対し更に同
号の規定による獅銃若しくは空氣銃の所持の許
可をするときは、現に交付を受けている許可証に当該許
可に係る事項を記載すれば足りる。

前項の規定による許可証の交付を受けた者
は、当該許可証の記載事項に変更を生じた場
合、当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られ
た場合又は当該許可証が滅失した場合において
は、内閣府令で定める手続により、速やかにそ
の旨を住所地（前条の外国人にあっては、現在
地。以下同じ。）又は法人の事業場の所在地を
管轄する都道府県公安委員会に届け出て許可証
の書換え又は再交付を受けなければならない。

許可証の様式は、内閣府令で定める。

第七条の二 第四条第一項第一号の規定による獅
銃若しくは空氣銃又はクロスボウの所持の許可
の有効期間（次条第二項の規定により更新され
た許可の有効期間を除く。）は、当該許可を受
けた日の後のその者の三回目の誕生日（その者の
誕生日が二月二十九日であるときは、その者の
誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）
次項において同じ。）が経過するまでの期間と
する。

次条第二項の規定により更新された許可の有
効期間は、更新前の許可の有効期間が満了した

五条の二第一項第一号の政令で定める者から
その推薦を取り消された場合

第七条の三 第四条第一項第一号の規定による獅
銃若しくは空氣銃又はクロスボウの所持の許可
の更新を受けようとする者は、その者の住所地
を管轄する都道府県公安委員会に対し、許可の
更新の申請をしなければならない。

都道府県公安委員会は、前項の規定による許
可の更新の申請があつた場合において、申請を
した者及び申請に係る獅銃若しくは空氣銃又は
クロスボウが第五条（第一項第一号を除く。）
及び第五条の二（第六項を除く。）の許可の基
準に適合していると認めるときは、許可の更新
をしなければならない。

第八条 第四条又は第六条の規定による許可は、
前三項に定めるもののほか、許可の更新に關
し必要な事項は、内閣府令で定める。

（許可の失効、許可証の返納及び仮領置）

前項の規定による許可の有効期間が満了する
日」と読み替えるものとする。

前三項に定めるもののほか、許可の更新に關
し必要な事項は、内閣府令で定める。

（許可の失効、許可証の返納及び仮領置）

前項の規定による許可の有効期間が満了する
日」と読み替えるものとする。

前三項に定めるもののほか、許可の更新に關
し必要な事項は、内閣府令で定める。

（許可の失効、許可証の返納及び仮領置）

前項の規定による許可の有効期間が満了する
日」と読み替えるものとする。

により当該死亡した中長期在留者の在留カード又は当該死亡した特別永住者の特別永住者証明書を返納しなければならない者（当該中長期在留者は特別永住者の同居者に限る。）が、当該死亡の日における次の各号の順位により）、当該死亡の事実を知つた日から起算して十日内に、許可証を返納しなければならない。

一 同居の親族

二 その他の同居者

5 第六条の規定による許可を受けた外国人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。

6 許可が失効した場合（第一項第二号又は第六号から第八号までの理由が発生したことにより失効した場合に限る。次項において同じ。）においては、当該許可を受けていた者又は失効した許可に係る銃砲等若しくは刀剣類を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該銃砲等若しくは刀剣類の所持について第四条若しくは第六条の規定による許可を受け、又は当該銃砲等若しくは刀剣類を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該銃砲等若しくは刀剣類に所持することができる者に売り渡し、贈与し、若しくは返還し、若しくは廃棄する等当該銃砲等若しくは刀剣類を所持しないこととするための措置を執らなければならない。

この場合における当該銃砲等又は刀剣類の所持については、当該期間に限り、第三条第一項の規定は、適用しない。

7 都道府県公安委員会は、許可が失効した場合において、人の生命、身体若しくは財産に対する危険を防止するため必要があると認めるとき、又は前項の期間を経過したときは、当該許可を受けていた者（当該許可を受けていた者の所在が不明である場合において、同居の親族又は当該許可に係る銃砲等若しくは刀剣類の存在が不明である場合において、同居の親族又は当該許可を受けた者又は当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を返納したものとする。）があるときは、当該同居の親族等又は第四項の規定により許可証を返納しなければならない者に対し当該銃砲等又は刀剣類を返領置した場合において、許可を受けていた者若しくは失効した許可に係る銃砲等又は刀剣類を返領置するものとする。

前項の規定により銃砲等又は刀剣類を返領置した場合において、許可を受けていた者若しくは失効した許可に係る銃砲等又は刀剣類を返領置するものと/or由に、許可証を返納しなければならない。

刀剣類の売渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等製造法の獣銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場を設置する者について所持の許可を受けていた者若しくはその武器等製造法の武器製造事業者以外の者があつては、当該銃砲等又は刀剣類を相続により取得した者から当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けた者（武器等製造法の武器製造事業者以外の者があつては、当該銃砲等又は刀剣類を相続により取得した者から当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けた者）又は所持の許可を受けた者が内閣府令で定める手続により返還申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。

第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を返領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合には、当該返領置した銃砲等又は刀剣類は、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会において、売却することができる。ただし、当該銃砲等又は刀剣類で、売却することができないものは又は売却に付しても買受人がないと認められるものは、廃棄することができる。

前項の規定により売却した代金は、内閣府令で定める手続により、当該銃砲等又は刀剣類を提出した者に交付するものとする。ただし、保管及び売却に要した費用を控除することができる。

10 第八条の二 拳銃の所持の許可が失効した場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品が失効した日から起算して五十日以内に、当該拳銃部品を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けた者（武器等製造法の獣銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場を設置する者について所持の許可を受けていた者若しくはその武器等製造法の武器製造事業者以外の者があつては、当該銃砲等又は刀剣類を相続により取得した者から当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けた者）又は所持の許可を受けた者が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該拳銃部品をその者に返還するものとする。

第九条 第四条の規定による許可を受けて銃砲等を所持する者が当該許可に係る銃砲等を武器等製造法の獣銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造法の武器製造事業者若しくは教習射撃場を設置する者に譲り渡す場合は、当該許可と共にしなければならない。この場合においては、第八条第一項第一号の規定は、適用しない。

第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者が当該許可を受けた者又は当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該拳銃部品に適合する拳銃の所持について第四条若しくは第六条の規定による許可を受け、又は当該拳銃部品を適法に所持することができる者に売り渡し、贈与し、若しくは返還し、若しくは廃棄する等当該拳銃部品を所持しないこととするための措置を執らなければならない。この場合における当該拳銃部品の所持については、当該期間に限り、第三条の二第一項の規定

3 第九条 第四条の規定による許可を受けて銃砲等を所持する者が当該許可に係る銃砲等を武器等製造法の獣銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造法の武器製造事業者若しくは教習射撃場を設置する者に譲り渡す場合は、当該許可と共にしなければならない。この場合においては、第八条第一項第一号の規定は、適用しない。

第二項第一号の規定は、適用しない。

3 第九条 第四条の規定による許可を受けて銃砲等を所持する者が当該許可に係る銃砲等を武器等製造法の獣銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造法の武器製造事業者若しくは教習射撃場を設置する者に譲り渡す場合は、当該許可と共にしなければならない。この場合においては、第八条第一項第一号の規定は、適用しない。

（クロスボウ射撃指導員）

第九条の三の二 都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができる。

3 第九条 第一項の申請の手続その他獣銃等射撃指導員の指定に關して必要な事項は、内閣府令で定める。

2 都道府県公安委員会は、獣銃等射撃指導員が前項の内閣府令で定める基準に適合しなかつた場合においては、その指定を解除することができる。

3 第一項の申請の手続その他獣銃等射撃指導員の指定に關して必要な事項は、内閣府令で定める。

（クロスボウ射撃指導員）

第九条の三の二 都道府県公安委員会は、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が内閣府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができる。

2 都道府県公安委員会は、クロスボウ射撃指導員が前項の内閣府令で定める基準に適合しなかつた場合においては、その指定を解除することができる。

3 第一項の申請の手続その他獣銃等射撃指導員の指定に關して必要な事項は、内閣府令で定める。

（教習射撃場の指定等）

第九条の四 都道府県公安委員会は、獣銃に係る指定射撃場のうち、次の各号のいずれにも該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請

に基づき、当該種類の獣銃に係る教習射撃場として指定することができる。

一 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合していること。

二 獣銃等射撃指導員として指定された者であつて、内閣府令で定める基準に適合するもの（以下「教習射撃指導員」という。）が置かれていること。

教習射撃場を管理する者は、教習射撃指導員を選任し、又は解任したときは、選任し、又は解任した日から十五日以内に、内閣府令で定めるところにより、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならぬ。

都道府県公安委員会は、教習射撃指導員がその業務に関し不正な行為をしたとき、又はこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反したときは、教習射撃場を管理する者に対し、その解任を命ずることができる。

4 第一項の申請の手続その他教習射撃場の指定に関する必要な事項は、内閣府令で定める。（射撃教習）

第九条の五 第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者（第五条の二第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、第五条の四第一項の技能検定を受ける場合は、第五条の四第一項の技能検定を受けた教習射撃指導員において射撃教習（教習射撃指導員が政令で定めるところにより次条第二項の教習用備付け銃を使用して行う獣銃の操作及び射撃教習を受ける技能の教習をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2 第一項の規定による教習射撃場の運営にあらかじめ、住所を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃教習を受ける資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当する場合を除き、その認定を行い、政令で定めることにより、有効期間を定めて教習資格認定証を交付しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、前項の認定を受けた者が第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当することとなつたときは、前項の認定を取り消さるものとする。この場合において、認定を取り消された者は、教習資格認定証を返納しなければならない。

4 第四条の二の規定は第二項の認定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は教習資格認定証について準用する。

5 教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、当該教習射撃場において射撃教習を受け、その課程を修了したと認定した者に対し、教習修了証明書を交付しなければならない。

（教習用備付け銃）

第九条の六 教習射撃場を設置する者は、射撃教習の用途に供するため必要な獣銃でその構造及び機能が政令で定める基準に適合するものを当該教習射撃場に備え付けて置かなければならぬ。

2 教習射撃場を設置する者は、前項の獣銃を備え付けた日から起算して十四日以内に、内閣府令で定めるところにより、当該備え付けた獣銃（以下「教習用備付け銃」という。）について、その種類ごとの数その他の内閣府令で定める事項を、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。届出に係る事項に変更があった場合も、同様とする。

3 都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるとこにより、教習射撃場を設置する者に対し、当該教習用備付け銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻する命ずることができる。

（教習用備付け銃の管理）

第九条の七 教習用備付け銃の管理は、教習射撃場を管理する者が行う。

2 教習射撃場を管理する者は、教習用備付け銃を内閣府令で定める基準に適合する設備及び方

法により保管しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、前項の規定による教習修了証明書の交付の禁止の処分を受けた教習射撃場を管理する者が当該禁止に違反して教習修了証明書を交付したときは、第九条の四第一項若しくは第五条の規定による命令に応じなかつた場合

4 教習射撃場を管理する者が第九条の四第三項、第九条の五第五項又は前条第二項、第四項若しくは第五項の規定に違反した場合

5 教習射撃場を管理する者が第九条の四第三項又は前条第三項の規定による命令に応じなかつた場合

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による教習修了証明書の交付の禁止の処分を受けた教習射撃場を管理する者が当該禁止に違反して教習修了証明書を交付したときは、第九条の四第一項の規定を解除することができる。

3 都道府県公安委員会は、前二項の規定により第一項の規定により備え付けられた獣銃（練習用備付け銃であるものを除く。）の提出を命じ、提出された獣銃を仮領置するものとす

る。

2 獣銃等射撃指導員として指定された者（以下「練習射撃指導員」といいう。）が選任されていること。

1 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合していること。

あるのは「第九条の八第四項」と読み替えるものとする。

（練習射撃場の指定等）

第九条の九 都道府県公安委員会は、獣銃又は空気銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上並びに所持の許可を受けようとする獣銃又は空気銃の選定に資するため、獣銃又は空気銃に係る指定射撃場のうち、次の各号のいずれにも該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の獣銃又は空気銃に係る練習射撃場として指定することができる。

（獣銃の仮領置）

1 教習射撃場の指定の解除等と教習用備付け銃を使用させてはならない。

2 教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、当該教習射撃場において射撃教習を受け、その課程を修了したと認定した者に対する教習修了証明書を交付しなければならない。

3 教習射撃場を管理する者は、教習用備付け銃を保管する者（第五条の二第三項第四号又は第五号に掲げる者に限る。次項において同じ。）に、第四条第一項第一号の規定による空氣銃の所持の許可を受けた者若しくは受けようとする者（第五条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。）に、第四条第一項第四号の規定による

空氣銃の所持の許可を受けた者若しくは受けようとする者（同号の規定により推薦された者に限る。次項において同じ。）又は年少射撃資格者は、練習射撃場において射撃練習（練習射撃場を管理する者が行う）を実施する。

4 前項の規定により獣銃を仮領置した場合において、当該射撃場を設置する者又はその者から当該獣銃の売渡し、贈与、返還等を受けた者であつて、当該獣銃を適法に所持することができない者に対する返還の手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該獣銃をその者に返還するものとする。

5 第八条第九項及び第十項の規定は、第三項の規定により仮領置した獣銃について準用する。

この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「第九条の八第三項」と、「前項」と

備付け銃を使用して行う獣銃又は空氣銃の操作及び射撃をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者、同号の規定による空氣銃の所持の許可を受けようとする者又は同項第四号の規定による空氣拳銃の所持の許可を受けようとする者は、射撃練習を行おうとするときは、その所持しようとする獣銃又は空氣銃の種類ごとに、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃練習を行う資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者に該当する場合を除き、その認定を行い、練習資格認定証を交付しなければならない。

一 第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとする者 第五条の四第一項ただし書に規定する者

二 第四条第一項第一号の規定による空氣銃の所持の許可を受けようとする者 第五条（第二項から第四項までを除く。次号において同じ。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による空氣銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者

三 第四条第一項第四号の規定による空氣拳銃の所持の許可を受けようとする者 第五条の二及び第九条の五第三項の規定による空氣拳銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者

4 第四条の二及び第九条の五第三項の規定による空氣銃の所持の許可を受ける者の区分に応じ当該各号に定める者と「教習資格認定証」とあるのは、「練習資格認定証」と読み替えるものとする。

（練習用備付け銃）
第九条の十一 練習射撃場を設置する者は、射撃練習の用途に供するため必要な獣銃又は空氣銃でその構造及び機能が政令で定める基準に適合するものを内閣府令で定める基準に従い、当該練習射撃場に備え付けて置かなければならない。練習射撃場の指定を受けた日から起算して三十日を経過する日までの間は、この限りではない。

2 第九条の六第二項及び第三項並びに第九条の七の規定は、前項の規定により備え付けた獣銃又は空氣銃（以下「練習用備付け銃」という。）について準用する。この場合において、これらの場合において、当該射撃場を設置する者又は空氣銃（以下「練習用備付け銃」という。）の規定中「教習射撃場」とあるのは「練習射撃場」と、第九条の七第五項中「射撃教習を受けようとする者が第九条の五第二項の教習資格認定証」とあるのは「射撃練習を行おうとする者が第七条第一項の許可証」、第九条の十第二項の練習資格認定証又は第九条の十三第二項の年少射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

して三十日を経過する日までの間は、この限りでない。

2 第九条の六第二項並びに第九条の七の規定は、前項の規定により備え付けた獣銃又は空氣銃（以下「練習用備付け銃」という。）について準用する。この場合において、これらの場合において、当該射撃場を設置する者又は空氣銃（以下「練習用備付け銃」という。）の規定中「教習射撃場」とあるのは「練習射撃場」と、第九条の七第五項中「射撃教習を受けようとする者が第九条の五第二項の教習資格認定証」とあるのは「射撃練習を行おうとする者が第七条第一項の許可証」、第九条の十第二項の練習資格認定証又は第九条の十三第二項の年少射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

3 第九条の九第一項及び第十項の規定は年少射撃資格認定証について、同条第三項の規定は年少射撃資格認定証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「生じた場合」とあるのは「生じた場合（獣銃等射撃指導員に変更があつた場合を除く。）」と、「住所地（前条の外国人については、現在地。以下同じ。）又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と読み替えるものとする。

4 第八条第九項及び第十項の規定は、第二項の規定により仮領置した獣銃又は空氣銃について、同条第九項中「第七項」とあるのは「第九条の十二第二項」と、「前項」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

（年少射撃資格の認定）

第九条の十三 政令で定める運動競技会の空氣銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で十歳以上十八歳未満であるもののうち、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた獣銃等射撃指導員の指導の下に当該空氣銃射撃競技のための空氣銃の射撃の練習を行い又は当該空氣銃射撃競技に参加するため、当該獣銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空氣銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その住所、氏名及び生年月日、当該獣銃等射撃指導員の監督を定める事項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号のいずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、その認定を行うものとする。

1 第五条第一項第二号から第十八号までのいづれかに該当するとき、

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、年少射撃資格講習修了証明書を交付しなければならない。

3 第五条の三第三項の規定は前項の年少射撃資格講習修了証明書について、同条第四項の規定は第一項の講習会について、それぞれ準用する。

（年少射撃資格の認定の失効及び年少射撃資格認定証の返納）

第九条の十五 年少射撃資格の認定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

1 一年少射撃資格の認定を受けた者（以下「年少射撃資格者」という。）が死亡した場合

2 一年少射撃資格者（以下「年少射撃資格者」という。）が第三条の十三第一項の政令で定める者からその推薦を取り消された場合

3 一年少射撃資格者が十九歳に達した場合

4 年少射撃資格者が第三条第一項第四号の八の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた獣銃等射撃指導員の当該許可に係る空氣銃の全てについて、当該許可が失効し、又は取り消された場合

付け銃であるものを除く。）又は空氣銃の提出を命じ、提出された獣銃又は空氣銃を仮領置するものとする。

2 第七条第二項の規定は前項の規定による年少射撃資格認定証の交付を受けた者について、同条第三項の規定は年少射撃資格認定証について、同条第二項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「生じた場合」とあるのは「生じた場合（獣銃等射撃指導員に変更があつた場合を除く。）」と、「住所地（前条の外国人については、現在地。以下同じ。）又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と読み替えるものとする。

3 第七条第二項の規定は前項の規定による年少射撃資格認定証について、同条第三項の規定は年少射撃資格認定証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「生じた場合」とあるのは「生じた場合（獣銃等射撃指導員に変更があつた場合を除く。）」と、「住所地（前条の外国人については、現在地。以下同じ。）又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と読み替えるものとする。

2 第九条の九第一項の規定を解除した場合においては、当該射撃場の設置者等に対し前条第一項の規定により備え付けられていた獣銃（教習用備付け銃）を命じ、提出された獣銃又は空氣銃を仮領置するものとする。

3 第七条第二項の規定は前項の規定による年少射撃資格認定証の交付を受けた者について、同条第三項の規定は年少射撃資格認定証について、同条第二項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と、「生じた場合」とあるのは「生じた場合（獣銃等射撃指導員に変更があつた場合を除く。）」と、「住所地（前条の外国人については、現在地。以下同じ。）又は法人の事業場の所在地」とあるのは「住所地」と読み替えるものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による資格の認定（以下「年少射撃資格の認定」といふ。）をする場合においては、同項に規定する

において、同項中「許可証」とあるのは「年少射撃資格者」が死滅したことにより当該年少射撃資格の認定が失効した場合について準用する。この場合において、同項中「第二項」とあるのは「第九条の十五第二項において準用する第二項」と、「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

(クロスボウ射撃資格の認定)

第九条の十六 第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者又は受けようとする者(第五条の二第七項第一号に掲げる者に限る。)のうち、クロスボウ射撃場において、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持しようとする者は、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条(第二項から第四項までを除く。)の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当する場合を除き、その認定を行い、クロスボウ射撃資格認定証を交付しなければならない。

第二条の二 第四条第一項第一号又は第六条の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者について、第九条の五第三項の規定は前項の認定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は前項の規定による許可を受けた者について、同条第三項中の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の交付を受けた者について、第九条の五第三項の規定は前項の認定を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第五条の四第一項ただし書に規定する者」とあるのは「第五条(第二項から第四項までを除く。)の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者」と「教習資格認定証」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

3 第八条第四項の規定は、年少射撃資格者が死亡したことにより当該年少射撃資格の認定が失効した場合について準用する。この場合において、同項中「第二項」とあるのは「第九条の十五第二項において準用する第二項」と、「許可証」とあるのは「年少射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

3 クロスボウ射撃指導員は、クロスボウ射撃資格者がクロスボウ射撃資格認定証を提示した場合でなければ、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウを使用させてはならない。

(所持の態様についての制限)

第十一条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他の正当な理由がある場合を除いて、当該許可を受けたクロスボウ等を刀剣類を携帯しない。

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等又は刀剣類を携帯しない。

一 第四条第一項第一号の規定により狩猟又是有害鳥獣駆除の用途に供するため猟若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥獣駆除の用途については、一般有害鳥獣駆除の用途に限る。)に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第九項に規定する猟期間内において、當該ライフル銃の所持する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けていた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

二 第四条第一項第一号の規定による猟若しくは空気銃の所持の許可を受けた者又は同項第四号若しくは第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者について、都道府県公安委員会は、その者が第五条の二第二項第一号に該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防ぐために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

三 第四条第一項第一号の規定による猟若しくは空気銃の所持の許可を受けた者について、都道府県公安委員会は、その者が第五条の二第二項第一号に該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防ぐために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

四 第四条第一項第一号の規定による猟若しくは空気銃の所持の許可を受けた者について、都道府県公安委員会は、その者が第五条の二第二項第一号に該当する者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防ぐために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

4 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を携帯し、又は運搬する場合においては、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、又は当該銃砲等を容器に入れなければならぬ。第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲等又は刀剣類を携帯しない。

5 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に実包、空包若しくは金属性弾丸又は矢(以下「実包等」という。)を装填しておいてはならない。

(射撃技能の維持向上)

第十条の二 狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、狩猟期間(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)ごとに、当該狩猟期間内において初めて当該猟銃を使用して狩猟を行う前に、指定射撃場において当該猟銃による射撃の練習を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、猟銃による危害の発生を予防するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能を維持向上させるよう努めなければならない。

三 第四条第一項第四号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者

四 第四条第一項第五号の二の規定による空気銃の所持の許可を受けた者

3 前項に規定による保管設備がない場合における保管設備がない場合の所に宿泊する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 前項に規定する設備に銃砲等を保管するに当たっては、当該設備に、保管に係る銃砲等に適合する実包等を当該銃砲等と共に保管してはならない。

5 前項に規定する建物の部分のほか、第二項に規定する設備に銃砲等を保管するに当たっては、当該設備に、保管に係る銃砲等に適合する実包等を当該銃砲等と共に保管してはならない。

(第十条の五)

6 次の各号のいずれかに該当する者は、政令で定める場合を除き、政令で定める者に当該許可に係る空気銃又は拳銃(当該拳銃に係る拳銃部品及び当該拳銃に適合する拳銃実包を含む。次項において同じ。)の保管を委託しないければならない。

一 第四条第一項第四号の規定による空気銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者

二 第四条第一項第五号の二の規定による空気銃の所持の許可を受けた者

三 第四条第一項第四号の規定による空気銃の所持の許可を受けた者のうち十四歳以上十八歳未満である者

4 前項の規定により保管の委託を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、空氣銃又は拳銃を保管しなければならない。

5 前項の規定により保管の委託を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、空氣銃又は拳銃を保管しなければならない。

(第十条の六)

6 第十条の五の二 第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

7 前項の規定による銃砲等の保管は、内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により行わなければならない。ただし、狩猟のため内閣府を保管する者に対し、これらの規定による銃砲等を自ら保管しなければならない。

8 前項の規定による銃砲等の保管は、第十条の四又は第十条の五の規定により銃砲等及び実包等を保管する者に対し、これらの規定による銃砲等を報告徴収、立入検査等。

等及び実包等の保管の状況について必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県公安委員会は、第十条の四第一項の規定により保管する銃砲が獣銃である場合において、盗難の防止その他の危害予防上当該獣銃又は当該獣銃に適合する実包の保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察職員に、当該獣銃又は当該獣銃に適合する実包の保管場所に立ち入り、保管設備、前条の帳簿その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 警察職員は、前項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨を関係者に通告しなければならない。
- 4 警察職員は、第二項の規定により立ち入るべきは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 第九条の七第三項の規定は、第十条の四第一項の規定により銃砲を保管する者について準用する。この場合において、第九条の七第三項中「教習用備付け銃に係る保管の設備又は方法が前項の基準に適合していない」とあるのは、「第十条の四第一項の規定により銃砲を保管する者が同条第二項又は第三項の規定に違反して当該銃砲を保管している」と読み替えるものとする。
- (消音器等の所持の制限)
- 第十条の七 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、許可に係る獣銃又は空気銃に取り付けて使用することができる政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身を所持してはならない。(獣銃又は空気銃の保管の委託)
- 第十条の八 第四条第一項第一号又は第四号の規定による許可を受けた者は、(第十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者を除く。)は、武器等製造法の獣銃等販売事業者又は指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けた獣銃又は空気銃を保管することを業とするもの(以下「獣銃又は空気銃の保管業者」という。)に当該許可による実包の保管の場所に立ち入り、保管設備、前条の帳簿その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 第十四条の八の二 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、クロスボウ販売事業者又はクロスボウ射撃指導員で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けたクロスボウを保管することを業とするもの(以下「クロスボウ保管業者」という。)に当該許可に係るクロスボウの保管を委託することができる。
- 2 第九条の七第二項から第四項までの規定は、クロスボウ保管業者について準用する。この場合において、これらの規定中「教習用備付け銃」とあるのは、「第十条の八の二第一項の規定により委託を受けて保管するクロスボウ」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県公安委員会は、クロスボウ保管業者が前項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつたときは、その者に對し、当該業務の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。
- 4 クロスボウ保管業者がその業務を廃止したときは、速やかに、その旨を事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。
- 5 第一項及び前項の届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。
- (指示)

- 第十一条 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく处分に違反した場合において、その者が第三条第一項第四号の八の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用しないと認めるときは、その者に対し、危害予防上の必要な措置を執るべきことを指示することができる。
- 2 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく处分に違反した場合において、その者が第三条第一項第四号の八の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可に係る空気銃を適正に使用しないと認めるときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。
- 3 都道府県公安委員会は、獣銃等保管業者が前項において准用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつたときは、その者に對し、当該業務の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。
- 4 第四条又は第六条の規定による拳銃等又は獣銃の所持の許可を受けた者が、火薬類取締法第五条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について、同法若しくはこれに基づく命令の規定又は定又はこれらに基づく处分に違反した場合に當該許可を受けた者が当該許可に係る銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行つていないと認めるとときは、その者に対し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。
- 5 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者が引き続き二年以上当該許可に係る獣銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途(当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部又は一部)に供していないと認めるときは、次に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める処分をすることができる。
- 6 当該許可に係る用途(当該許可に係る用途が二以上である場合にあつては、その全部)に供していないと認める場合 当該許可を取り消すこと。
- 一 当該許可に係る用途が二以上である場合であつて、その一部に供していないと認めるとき、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更することができる。
- 7 当該許可に係る用途が二以上である場合に相当するに至つた場合にづき付された条件に違反した場合
- 二 第五条第一項第一号、第六号、第十二号、第十三号又は第十五号から第十八号までに該当するに至つた場合
- 三 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つた場合
- 四 第五条の二第二項第一号イ又はロの規定に該当するに至つた場合
- 五 第五条の二第二項第一号イ又はロの規定に該当する者としてライフル銃の所持の許可を受けた者が当該規定に該当しなかつた場合
- 6 年少射撃資格者が第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた獣銃等射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持した場合には、都道府県公安委員会は、当該獣銃等射撃指導員が同号の規定により受けた許可を取り消すことができる。ただし、当該獣銃等射撃指導員が年少射撃資格者のした当該行為を防止するためには、都道府県公安委員会は、当該許可を証明された場合は、この限りでない。
- 7 クロスボウ射撃資格者が第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持した場合には、都道府県公安委員会は、当該クロスボウ射撃指導員が同号の規定により受けた許可を取り消すことができる。ただし、当該クロスボウ射撃指導員がクロスボウ射撃資格者のした当該行為を防止するために相手に指示に基づかないで当該銃砲等を所持した場合には、都道府県公安委員会は、当該銃砲等に係る許可を取り消すことができる。ただし、許可を受けた者が人命救助等に從事する者のしの該行為を防止するために相当の注意を怠らなければ、この限りでない。
- 8 都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか又は第二項から第四項までの事由が発生した

都道府県公安委員会は、許可を取り消すことを場合において、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項の規定の適用がある場合を除き、取消し前において、当該許可を受けている者（当該許可を受けている者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等若しくは刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等若しくは刀剣類を仮領置し、又は第十三条の三第一項の規定により既に保管している銃砲等若しくは刀剣類にあつてはこれを仮領置することができる。

2 るときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。

3 都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により第十三条の三第一項の規定により既に保管している拳銃を仮領置する場合において、同条第三項の規定により既に当該拳銃に係る拳銃部品を保管しているときは、当該拳銃部品についても仮領置するものとする。

都道府県公安委員会は、前条第九項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することがあるときは、当該拳銃部品に係る拳銃部品があると見做す。

二 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至つた場合

三 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至つた場合

都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分（第十条の九第二項の指示を含む。）に違反した場合においては、当該年少射撃資格の認定を取り消すことができる。

（聴聞の方法の特例）

第十二条 第十一条第一項から第七項まで又は前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法

空氣銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供しているかどうか、その他許可を受けた銃砲等又は刀剣類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察員に、あらかじめ日時及び場所を指定して、当該銃砲等又は刀剣類を所持する者に対し、当該銃砲等若しくは刀剣類、許可証若しくは第十条の二の帳簿を提示させ、質問又は当該銃砲等若しくは刀剣類、許可証若しくは当該帳簿を検査させることができる。この場合において、同号の規定による許可を受けた者に対する内閣府令で定めるところにより、当該風流器具又はクロスボウを当該

者に見付かり、詰めを取引し得た場合においては、当該許可を受けていた者（当該許可を受けている者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮置置するものとする。

4 できた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。

拳銃の所持の許可が取り消され、かつ、当該拳銃に係る拳銃部品が仮領置されている場合において、当該許可が取り消された者から当該拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等製造法の武器製造事業者以外の者）にあつては

(平成五年法律第八十八号) 第十五条第一項の規定による通知をしきかつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

第十一條第一項から第七項まで又は前条の規

（公務所等への照会）
第十三條の一 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可又は年少射撃資格の認定に関する事務の処理に關し必要があると認めるときは、公務所、公私の方団体その他の関係者に依頼して必要な事項の報告を乞うる。

11
許可が取り消されなかつた場合においては、
販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、ク
ロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しく
は練習射撃場を設置する者以外の者にあつて
は、当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可
を受けた者に限る。)が内閣府令で定める手続
により返還の申請をしたときは、都道府県公安
委員会は、当該銃砲等又は刀剣類をその者に返
還するものとする。

は、当該拳銃部品に適合する拳銃について第四条又は第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。)が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該拳銃部品をその者に返還するものとする。

第一項又は第二項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において、許可が取り消されなかつたときは、都道府県公安委員会は、これらの規定により仮領置した拳銃部品を速やかに当該拳銃部品を所持していた者に返還しなければならない。

定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
（行政手続法の適用除外）

第十三條の三 都道府県公安委員会は、第四条マの規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をし、かつ、その者のこれらの行為その他の異常な又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いがあると認められる場合においては、開催者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

都道府県公安委員会は、第八項の規定により仮領置した銃砲等又は刀劍類を速やかに当該銃砲等又は刀劍類を所持していた者に返還しなければならない。
第八条第九項及び第十項の規定は、第八項又は第九項の規定により仮領置した銃砲等又は刀劍類について準用する。この場合において、同条第九項中、「第七項の規定により銃砲等又は刀劍類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一條第十項」と読み替えるものとする。

6 第八条第九項及び第十項の規定は、第一項から第三項までの規定により仮領置した拳銃部品について準用する。この場合において、同条第十九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一條の二第四項」と読み替えるものとする。

しくは第六条の規定による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項及び第三項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者が当該年少射撃資格の認定を受けた後も引き続き第九条の十三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その者に対する報告を求め、又はその指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができ

て、その者がこれらの規定に該当するかどうかについて第十二条の三の規定による受診命令前条の規定による照会その他の方法により調査を行う必要があり、当該調査を行う間、その者に当該許可に係る銃砲等又は刀剣類を保管させておくことが適当でないと認めるときは、その者（その者の所在が不明である場合において同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、当該調査を行う間、提出された銃砲等又は刀剣類を保管することができる。

(拳銃部品の仮領置)
第十一條の二 都道府県公安全委員会は、前条第八項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持

認定を取り消さなければならぬ。
一 第五条第一項第二号、第六号、第十二号、
第十三号又は第十五号から第十八号までに該
当するに至つた場合

第十三條 (検査) 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた猟銃若しくはる。

2 都道府県・公安委員会は、前項の規定により銃砲等又は刀・剣類を保管した場合において、当該許可を受けている者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当しないことが明確

らかとなつたときは、当該銃砲等又は刀剣類を速やかにその者に返還しなければならない。当該銃砲等又は刀剣類を保管した日から起算して三十日が経過したとき（当該期間が経過する前に第十一条第八項の規定により当該銃砲等又は刀剣類を仮領置したときを除く。）も、同様とする。

3 都道府県公安委員会は、第一項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を保管するものとする。

4 都道府県公安委員会は、第一項及び前項の規定により拳銃及び当該拳銃に係る拳銃部品を保管した場合において、第二項の規定により当該拳銃を当該許可を受けている者に返還するときは、当該拳銃部品についてもその者に返還するものとする。

(都道府県公安委員会の間の連絡)

第十三条の四 第四条の四第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の確認並びに許可証又は年少射撃資格認定証の書換え、再交付及び返納について必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

第三章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに

(登録)

第十四条 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めによるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県につては、当該都道府県の知事。（以下同じ。）は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあっては、現に所持する者は、以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。都道府県の教育委員会は、第一項の規定によること、また同様とする。

4 銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け又は保管の委託の届出等）

第十五条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、修理若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項第一項の規定により当該銃砲又は刀剣類を試験、研究、修理のため貸し付け、又は保管の委託を行った場合は、第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続を定める。

第十六条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合においては、速やかに登録証（第三号の登録証の返納）を当該登録の事務を行つた都道府県の教育委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

1 一 当該銃砲又は刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又は登録証が滅失した場合には、文部科学省令で定める手続により、速やかにその旨を当該登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り渡せばならない。

2 二 本邦から輸出したため当該銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつた場合

3 三 亡失し、又は盗み取られた登録証を回復しない場合

2 都道府県の教育委員会は、前項第一号又は第二号の規定により登録証の返納を受けた場合には、速やかにその旨を登録証を返納した者の住所地を管轄する都道府県の教育委員会（政令で定める場合においては、回復した登録証）を当該登録の事務を行つた都道府県の教育委員会に返納しなければならない。

第十七条 登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受け、相続、貸付け若しくは保管の委託の届出等）

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により承認を受けようとする者は、文部科学省令で定める手続により、承認の申請をしなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、第一項の規定による承認を受けた場合においては、速やかにその旨を承認を受けた者の住所地を管轄する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

4 第一項の承認に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

第十九条及び第二十条 削除

(所持の態様についての制限)

第二十一条 第十条（第二項各号を除く。）の規定は、第十四条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第十条第一項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるの

を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第二十二条の二 武器等製造法の武器製造事業者、獵銃等製造事業者若しくは獵銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ等製造事業者若しくはクロスボウ販売事業者は、第三条の七の規定により譲渡しが禁止される場合のほか、この法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なものとしなければならない。

第二十三条 領有する銃砲又は刀剣類を譲り渡す者は、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者は、第八条第六項の措置を執らなければならない。第八条第六項の措置を執れた者は、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者は、第八条第六項の措置を執らなければならぬ。第八条第六項の措置を執られた者は、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者は、第八条第六項の措置を執らなければならない。第八条第六項の措置を執られた者は、第八条第六項の措置を執らなければならない。第八条第六項の措置を執られた者は、第八条第六項の措置を執らなければならない。

2 2

3 3

4 4

5 5

は「正当な理由に基づいて使用する」と、同条第四項及び第五項中「第二項各号のいずれかに該当する」とあるのは「使用する」と読み替えられるものとする。

第四章 雜則

（譲渡の制限）

第二十二条の二 武器等製造法の武器製造事業者、獵銃等製造事業者若しくは獵銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ等製造事業者若しくはクロスボウ販売事業者は、第三条の七の規定により譲渡しが禁止される場合のほか、この法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なものとしなければならない。

第二十三条 領有する銃砲又は刀剣類を譲り渡す者は、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者は、第八条第六項の措置を執らなければならない。第八条第六項の措置を執られた者は、第八条第六項の措置を執らなければならない。第八条第六項の措置を執られた者は、第八条第六項の措置を執らなければならない。第八条第六項の措置を執られた者は、第八条第六項の措置を執らなければならない。第八条第六項の措置を執られた者は、第八条第六項の措置を執らなければならない。

2 2

3 3

4 4

5 5

一 法令に基づき職務のため所持する場合
二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覽に供するため所持する場合
三 前二号の所持に供するため必要な準空気銃の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該準空気銃を当該職務のため所持する場合
四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て前号に規定する者への譲渡しのための準空気銃の製造又は輸出のための準空気銃の製造若しくは輸出を業とする者（使用人を含む）がその製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合
五 前項第四号の規定による都道府県公安委員会への届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。

第二十二条 何人も、業務その他正当な理由による刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物（刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帶の禁止）
第二十三条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物を携帶してはならない。ただし、内閣府令で定めるところにより計った刃体の長さが八センチメートル以下のはさみ若しくは折りたたみ式のナイフ又はこれらの刃物以外の刃物で、政令で定める種類又は形状のものについては、この限りでない。
(模造拳銃の所持の禁止)

第二十四条 何人も、模造拳銃（金属で作られ、かつ拳銃に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。以下の項において同じ。）を所持してはならない。ただし、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための模造拳銃の製造又は輸出を業とする者（使用人を含む）が、その製造又は輸出に係るものと業務のため所持する場合を除いては、この限りでない。
閣府令で定める。

(販売目的の模擬銃器の所持の禁止)

第二十五条 何人も、販売の目的で、模擬銃器（金属で作られ、かつ拳銃、小銃、機関銃又は獣銃に類似する形態及び撃発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるもの以外のものをいう。次項において同じ。）を所持してはならない。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、模擬銃器の所持について準用する。
(模造刀劍類の携帶の禁止)
第二十六条 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、模造刀劍類（金属で作られ、かつ、刀劍類に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。）を携帶してはならない。
(発見及び拾得の届出)

第二十七条 第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀劍類を所持する者は、當該許可又は登録に係る銃砲等又は刀劍類を亡失し、又は盗み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。
(事故届)

第二十八条 第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀劍類を所持する者は、當該許可又は登録に係る銃砲等又は刀劍類を亡失し、又は盗み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。
(証明書)

第二十九条 銃砲等又は刀劍類を携帶し、又は運搬する者は、當該銃砲等又は刀劍類に係る許可、年少射撃資格認定証及び登録証の携帯等)
第三十条 銃砲等又は刀劍類を携帶し、又は運搬する者は、當該銃砲等又は刀劍類に係る許可、年少射撃資格認定証及び登録証を常に携帯していかなければならぬ。
(警備官は、前項の規定の履行を確保するため、銃砲等又は刀劍類を携帶し、又は運搬する者に許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求めることができる。
警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帶し、これを提示しなければならない。
(銃砲刀劍類等の一時保管等)

第三十一条 警察官は、銃砲刀劍類等を携帶し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀劍類等であると疑われる物を提示してある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、銃砲刀劍類等を携帶し、又は運搬する場合においては、内閣府令で定められた事項の規定による返還の申請がない場合には、当該仮領置した銃砲等又は刀劍類と読み替えるものとする。
所轄警察署長は、第六項本文に規定する者の所在が明らかでないため、第二項の規定により置されている場合において、当該銃砲等又は刀

て、その危害を防止するため必要があるときは、これを提出させて一時保管することができる。
第一項及び第二項に規定する警察官の権限により職務を行う場合においては、内閣府令で定める。

第三十二条 前条第三項の規定は、警察官が前二項の規定による公告の日から起算して六月を経過しても当該銃砲刀劍類等を返還することができない場合においては、内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

第三十三条 第一項及び第二項に規定する警察官の権限により、当該銃砲刀劍類等は、その銃砲刀劍類等の所有権は、政令で定める区分に従い、国又は都道府県に帰属する。

第三十四条 第一項及び第二項の規定により一時保管した場合には、内閣府令で定める要な最小の限度において用いるべきであつて、いやしくもその乱用にわたるようなことがあつてはならない。

第三十五条 警察官は、第一項の規定により一時保管した場合には、内閣府令で定める所轄警察署長は、第二項の規定により警察官の権限が本邦に上陸しようとする場合においては、上陸地を管轄する警察署長は、内閣府令で定める刀劍類等を一時保管しなければならない。

所轄警察署長は、第一項の規定により警察官が第一項において、所轄警察署長は、当該銃砲刀劍類等を一時保管を始めた日から起算して五日以内に刀劍類等を一時保管しなければならない。

(当該期間内であつても、一時保管する必要がないなくなった場合には、直ちに)一時保管に係る銃砲刀劍類等を本人（当該銃砲刀劍類等について本人に対し返還請求権を有する人が明らかなるがある場合においては、その者）に返還するものとする。ただし、本人に返還することが危害防止のため不適当であると認められる場合においては、本人の親族又はこれに代わるべき者に返還することができます。

所轄警察署長は、一時保管に係る銃砲刀劍類等が、第三条第一項又は第二十二条の三第一項の規定によりその所持が禁止されている者から提出された銃砲等若しくは刀劍類又は準空気銃である場合（当該銃砲等又は刀劍類が、本人以外の者の所有に係り、かつ、その者が第二十七条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、前項の規定にかかわらず、これを返還しないものとする。

第八条第九項及び第十項の規定は、前項の銃砲等若しくは刀劍類又は準空気銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀劍類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合は、当該仮領置した銃砲等又は刀劍類と読み替えるものとする。」とあるのは、「第二十四条の二第二項の規定により銃砲等又は刀劍類を仮領置した場合においては、当該仮領置した銃砲等又は刀劍類を返還しなければならない。

一 第四条又は第六条の規定による許可を受けた場合

二 第十四条の規定による登録を受けようとする場合

三 本邦から出国するため当該銃砲等又は刀劍類を本邦外に持ち出そうとする場合

四 刀劍類を本邦外に掲げる場合のほか、当該銃砲等又は刀劍類を本邦外に積み出そうとする場合

剣類を所持していた者から売渡し、贈与、返還等を受けて当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けた者が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、同項又は第二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。銃砲等又は刀剣類を所持していた者又はその者から当該銃砲等若しくは刀剣類の売渡し、贈与、返還等を受けた者が第一項の規定による仮領置の日から起算して六月（船舶の出港の遅延その他のやむを得ない事情により当該期間内に前二項に規定する措置を執ることができない場合において、内閣府令で定める手続により当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長の承認を受けたときは、当該やむを得ない事情がなくなるまでの期間）以内に当該銃砲等又は刀剣類の返還を受けない場合には、その所有権は、国に帰属する。

前各項に規定するもののほか、第一項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類の取扱いに関する必要な細目は、内閣府令で定める。

（授受、運搬及び携帯の禁止又は制限）

前各項に規定するもののほか、第一項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類の取扱いに関する必要な細目は、内閣府令で定める。

第二十六条 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態に際し、第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲等又は刀剣類の授受、運搬又は携帯が公共の秩序を維持する上に直接危害を及ぼすと明らかに認められる場合においては、都道府県公安委員会は、一定の公告式による告示をもつて、地域及び期間を定め、これらの行為を禁止し、又は制限することができる。

都道府県公安委員会は、前項の規定により告示をした場合においては、内閣府令で定める手続により、同項の告示された地域内において所持する者の所持に係る同項に規定する銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置することができる。

都道府県公安委員会が第一項の規定によりした告示については、その告示をした日から起算して七日以内に当該都道府県の議会の承認を得なければならぬ。ただし、議会が解散されている場合は、議会において速やかにその承認を得なければならない。

前項の場合において、同項の規定による承認が得られなかつたとき、又は不承認の議決があつたときは、その告示は、将来に向つてその効力を失う。

第二十七条 銃砲等又は刀剣類で次の各号のいずれかに該当するものについては、裁判により没収する場合を除くほか、都道府県公安委員会は、内閣府令で定める手続により、その提出を命ずることができる。

一 第三条第一項又は第十一条第一項（第二十一條において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に違反した者が所持する当該違反に係るもの

二 偽りの方針により第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が所持する当該許可に係るもの

三 偽りの方針により第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類の所有者又は当該登録があつた後情を知つて所有者からこれを取得した者が所持する当該登録に係るもの

四 健康で活動力を有すること。

五 指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の古式銃砲を除く。）を管理する責任を負する者（以下この条において「銃砲等の管理責任者」という。）は、内閣府令で定める手続により、その管理する銃砲等の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

六 都道府県公安委員会は、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場について、第九条の二第一項、第九条の四第一項各号若しくは第九条の九第一項第一号の内閣府令で定める基準に適合しているかどうか、練習射撃指導員が選任されているかどうか、第九条の六第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の届出に係る教習用備付け銃を備え付けるかどうか、第九条の七第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該教習用備付け銃若しくは練習用備付け銃を保管しているかどうか、若しくは第九条の十一第三項の規定による指名が行われているかどうか、又は獵銃等保管業者が委託を受けて獵銃若しくは空氣銃を保管する保管場所について、第十条の八第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該獵銃を保管しているかどうか、若しくはクロスボウ保管業者が委託を受けてクロスボウを保管する保管場所について、第十条の八第二項において準用する第九条の七第二項の内閣府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該クロスボウを保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

七 第十条の六第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第二十七条の二第二項」と読み替えるものとする。

八 第十条の六第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第二十七条の二第二項」と読み替えることができる。

九 第二十七条の三 警察官又は海上保安官は、拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包に関する犯罪の捜査に当たり、その所属官署の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けて、この法律及び火薬類取締法の規定にかかるらず、何人からも、拳銃等若しくは拳銃部品を譲り受け、若しくは借り受け、又は拳銃実包を譲り受けることができる。

十 獵銃安全指導委員又は獵銃安全指導委員であつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十七条の二 都道府県公安委員会は、継続して十年以上第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けている者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、獵銃安全指導委員を嘱託することができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

五 獵銃安全指導委員は、次に掲げる職務を行ふ。

一 第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けた者に対し、当該獵銃の所持及び使用による危害を防止するために必要な助言を行うこと。

二 警察職員が第十三条の規定により行う獵銃の検査に関し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力をを行うこと。

三 獵銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力をを行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、獵銃の所持及び使用による危害を防止するための活動で國家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

五 都道府県公安委員会は、獵銃安全指導委員が前項に掲げる職務を適正に行うために必要な限度において、獵銃安全指導委員に対し、同項第一号に規定する者に係る第四条の二第一項第一号から第三号までに掲げる情報を提供することができる。

第二十七条の三 第二十八条 第二十九条の二第一項第一号又は第二号の規定により所持することができる銃砲等（火縄式）

（報告微収及び立入検査）

第二十七条の二 都道府県公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、

（記録票の作成等）

第二十九条の二第一項第一号又は第二号の規定により所持することができる銃砲等（火縄式）

（警官等による拳銃等の譲受け等）

第二十九条の三 警察官又は海上保安官は、拳銃等、拳銃部品又は拳銃実包に関する犯罪の捜査に當たり、その所属官署の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けて、この法律及び火薬類取締法の規定にかかるらず、何人からも、拳銃等若しくは拳銃部品を譲り受け、若しくは借り受け、又は拳銃実包を譲り受けることができる。

三十 獵銃安全指導委員又は獵銃安全指導委員であつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6	都道府県公安委員会は、獣銃安全指導委員に對し、その職務の遂行に必要な研修を行うものとする。
7	都道府県公安委員会は、獣銃安全指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。
8	第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。
二	職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
三	獣銃安全指導委員たるにふさわしくない非行があつたとき。
前各項に定めるもののほか、獣銃安全指導委員に関する必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。	(都道府県公安委員会に対する申出)

第二十九条	何人も、同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲等又は刀剣類を所持するものが、その言動その他的事情から当該銃砲等又は刀剣類により他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思料するときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができる。
第二十九条の二	都道府県の教育委員会が第十四条第一項の規定によつてした処分及び都道府県公安委員会が第二十六条第二項の規定によつてした処分については、審査請求をすることはできない。
(権限の委任)	(審査請求の制限)
第三十条	この法律又はこれに基づき政令、内閣府令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第三十条の二	この法律の規定に基づき政令、内閣府令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第三十一条の三	第三条第一項の規定に違反して銃砲等を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等を所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等を所持する。

第三十一条の三	(内閣府令への委任)
第三十一条の三	この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項(古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認に関するものを除く。)は、内閣府令で定める。
第五章 罰則	
第三十一条	第三条の十三の規定に違反したとき(第三十一条の十一第一項第三号に該当する場合を除く。)は、当該違反行為をした者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。
二	前項の違反行為(拳銃等の発射に係るものに限る。次項において同じ。)が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第三十一条の三第三項において同じ。)により反復して行われるもの)をいう。以下この条において同じ。)の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。第三十一条の三第三項において同じ。)として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千円以下の罰金に処する。

三	団体に不正権益(団体の威力に基づく一定の地域又は分野における支配力であつて、当該団体の構成員による犯罪その他の不正な行為により当該団体又はその構成員が継続的に利益を得ることを容易にすべきもの)をいう。以下この項において同じ。)を得させ、又は団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で、第一項の違反行為をした者も、前項と同様とする。
二	第一項後段 一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び七百万円以下の罰金
三	前項(第一号に係る部分に限る。)五年以上上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三千円以下の罰金
四	第三十一条第三項に規定する目的で、前項各号に掲げる規定の違反行為をした者も、同項と同様とする。
三	前二項の未遂罪は、罰する。
二	當利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は七年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。
三	當利の目的で前項の違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五年以下の懲役及び一百万円以下の罰金に処する。
四	第三十一条第十項の規定に違反して拳銃実包を所持する者が当該拳銃実包を提出して自首したときは、当該拳銃実包の所持についての第三十一条の八の罪及び当該拳銃実包の所持に係る譲受けについての前条第一項又は第二項の罪の刑を減輕し、又は免除する。
三	第三十一条の十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
二	第三条第一項の規定に違反して獣銃を所持したとき(第三十一条の三第一項に該当する場合を除く。)
一	第三条の五の規定に違反したとき。

項、第十一條第八項若しくは第九項、第十三條の三第三項、第二十六條第二項若しくは第二十七條第一項の規定による銃砲等若しくは刀剣類の提出命令に応じなかつたとき。

四 第八条の二第二項、第十一条の二第一項若しくは第三項又は第十三条の三第三項の規定による拳銃部品の提出命令に応じなかつたとき。

五 第九条の六第二項（第九条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第九条の七第四項（第九条の十一第二項、第十条の八第二項及び第十条の八の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第十条の五の二の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

七 第十三条前段の規定により警察職員が行う銃砲等若しくは刀剣類、許可証若しくは第十項の規定により警察職員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 第十三条後段又は第二十七条の二第二項の規定による報告の要求若しくは検査の提示の要求若しくは第三項の規定により警察官が行う許可証、年少射撃資格認定証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

九 第三十一条第六項又は第二十九条の二第一項の規定により警察職員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十条 第三十一条第六項又は第二十九条の二第一項の規定により警察職員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

1	二 第三十一条の三第一項前段又は第三十一条の四第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）三百万円以下の罰金刑	2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為を行ふ者は罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
2	三 第三十一条の三第一項後段 五百萬円以下	3 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
3	（施行期日）	4 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
4	（施行期日）	5 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
5	（施行期日）	6 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
6	（施行期日）	7 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
7	（施行期日）	8 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
8	（施行期日）	9 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑

1	一 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑	2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為を行ふ者は罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
2	（施行期日）	3 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
3	（施行期日）	4 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
4	（施行期日）	5 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
5	（施行期日）	6 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
6	（施行期日）	7 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
7	（施行期日）	8 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑
8	（施行期日）	9 第三十一条第一項、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十一条の三第二項一千萬円以下の罰金刑

1	一 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。	1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
2	（施行期日）	2 この法律による改正後の規定は、この附則により任命されている刀剣審査委員は、この法律の規定により任命された登録審査委員とみなす。
3	（施行期日）	3 この法律による改正後の規定は、この附則により任命された登録審査委員は、この法律の規定により任命された登録審査委員とみなす。
4	（施行期日）	4 この法律による改正後の規定は、この附則により任命された登録審査委員は、この法律の規定により任命された登録審査委員とみなす。
5	（施行期日）	5 この法律による改正前の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「旧法」という。）の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けている者は、この法律の規定により許可を受けたものとみなす。
6	（施行期日）	6 この法律による改正前の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「旧法」という。）の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けた者とみなす。
7	（施行期日）	7 この法律による改正前の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「旧法」という。）の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けた者とみなす。
8	（施行期日）	8 この法律による改正前の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「旧法」という。）の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けた者とみなす。
9	（施行期日）	9 この法律による改正前の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「旧法」という。）の規定により銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けた者とみなす。

規定期による許可を受けているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会にその所在地を届け出なければならない。	規定期による許可を受けている者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。	規定期による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。								
4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法性的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法性的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法性的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法性的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法性的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法性的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法性的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。	4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法性的業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後ににおける住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。								
附 則 (昭和四一年六月七日法律第八〇号)抄 (施行期日)	1 この法律は、昭和四十二年一月一日から施行する。 (経過規定)	2 改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「旧法」という。)の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の銃砲刀剣類の所持等取締法(以下「新法」という。)の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可とみなす。	3 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定によりされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。	4 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をしている者に対する許可の基準については、新法第五条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。	5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	6 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可の失効の日が異なるものに限る。)を二以上受けている者は、最初に受けたこととなる許可の更新を申請するに当たり、あわせて他の許可についても、同時に更新を申請することができます。	7 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獸駆除の用途に供するため獵銃又は空氣銃の所持の許可を受けている者に対する新法第十条第一項及び第二項の規定の適用については、当該許可に係る用途は、新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。	8 この法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可に係る銃砲で新法第五条第二項の政令で定める基準に適合しないものを所持している者は、この法律の施行後二月以内に、政令で定めることにより、その銃砲を当該基準に適合するように措置しなければならない。この場合において、その措置がとられたときは、当該銃砲について新法第十条の二の規定を適用する。	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可	規定期による刀剣類の所持の許可
附 則 (昭和四六年四月二〇日法律第四〇号)抄 (施行期日)	1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第十条の三の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、第二十二条の次に第二十二条の二を加える改正規定、第三十五条第一号の改正規定(第十条の三第一項及び第二十二条の三に係る部分を除く。)及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。	2 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「旧法」という。)第四条の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請している者に対する許可の基準については、申請するに係る新法第五条の三第二項の規定により交付された講習修了証明書とみなす。	3 旧法第五条の三第二項の規定により交付された証明書は、この法律の施行の日に新法第五条の三第二項の規定により交付された講習修了証明書とみなす。	4 都道府県公安委員会は、この法律の施行の際に旧法第四条第一項第一号の規定による獵銃	12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。	3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文化財保護委員会又は文部大臣がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律の相当規定に基づき、文部大臣又は文化庁長官がした処分又は手続とみなす。	4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文部大臣又は文化庁長官がした処分又は手続とみなす。	1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。	3 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持の許可	1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。	3 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定によるけん銃の所持の許可	1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。							

又は空気銃の所持の許可を受けている者に対してし、この法律の施行後最初に、新法第四条第一項第一号の規定による許可をする場合又は新法第七条の三第二項の規定による許可の更新をする場合には、新法第七条の規定にかかるわらず、その者に対する当該許可又は更新に係る許可証でその者が現に許可を受けて所持するすべての獣銃又は空気銃の許可に係る事項を記載したものをその者が現に有するすべての許可証と引換えて交付することができる。

5 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けた獣銃又は空気銃を所持している者に係る当該許可の有効期間は、新法第七条の二の規定にかかるわらず、旧法第七条の二第一項の規定による許可の期間が満了する日の後のその者の最初の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）が経過するまでの期間とする。

6 この法律の施行前に失効した許可（旧法第八条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。）に係る銃砲又は刀剣類を当該許可を受けていた者は当該銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した者がこの法律の施行の際現に所持する場合においては、新法第八条第六項及び第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に旧法第十一条第五項の規定により仮領置している銃砲又は刀剣類は、当該仮領置した日に新法第十一条第五項又是第六項の規定により仮領置したものとみなす。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年六月二〇日法律第七号）抄

1 この法律は、昭和五十四年四月十六日から施行する。ただし、第一条ノ四第五項の改正規定、第五条第一項の改正規定（二年）を改める部分を除く。第八条の改正規定（本法又ハ本法ニ基キテ発スル総理府令若ハ都道府県規則」を改める部分に限る。）、第八条ノ二の改正規定及び同条を第八条ノ八とする改正規定、第十条の改正規定、第十一条に一項を加える改正規定、第十二条第二項に後段を加える改正規定、第十五条に「たゞし書を加える改正規定、第十九条の改正規定（狩猟免許）及び「狩猟免許」及び「狩猟免許」による

3 習射撃指導員の獣銃の所持については、なお従前の例による。

附 則（平成三年五月二一日法律第五十二条ノ六の改正規定、第二十一条第一項の改正規定（若ハ其ノ更新、登録）を加える部分を除く。）、第二十二条の改正規定（第四条第七項）を改める部分に限る。）

4 第二十二条ノ二本文の改正規定、第二十三条の改正規定（「第十四条第三項」）を改める部分を除く）、第二十四条の改正規定並びに次項、附則第五項から第七項まで、附則第九項（「許可を受けた者が同条第二項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者」）を加える部分に限る。）、附則第十項及び附則第十二項の規定（以下「改正規定」という。）は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

5 第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に係る合格證明書又は教習修了證明書を含む。）は、新法の規定による合格證明書又は教習修了證明書とみなす。

6 この法律の施行の際現に都道府県公安局に對してされたる旧法第五条の規定による舊銃砲刀劍類所持等取締法（以下「新法」という。）の申請は、この法律の施行の際に係る舊銃砲刀劍類所持等取締法第三条第一項第十四号及び第五号の改正規定（「三年」を「五年」に改める部分に限る。）同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五条の二の改正規定（第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。）、第八条第六号の改正規定、第十一条第一項の改正規定（二年）を改める部分を除く。）並びに第二十九条の表の改正規定（「許可証」）の下に「第九条の五第二項の認定証を含む。）を加える部分を除く。）は、公報の日から起算して一月を経過した日から施行する。

7 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀劍類所持等取締法第四条又は第五条の五の規定により射擊場として指定されたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧法第十条の三第二項の規定により銃砲を保管する者に係る銃砲の保管の設備及び方法については、この法律の施行の日から起算して二月を経過するまでの間は、新法第十条の三第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

9 附則第一項ただし書に規定する改正規定（以下の項において「改正規定」という。）の施行の際現に改正規定による改正前の銃砲刀劍類所持等取締法第四条又は第五条の五の規定により射擊場として指定されたものとみなす。

10 附則第二項（施行期日）抄

4 この法律の施行前に文化庁長官の行つた改正規定（「第十四条第三項」）を改める部分を除く）、第二十四条の改正規定（第四条第七項）を改める部分に限る。）は、同項に規定する従事者証の交付を受けた者に係る合格證明書又は教習修了證明書を含む。）は、新法の規定による合格證明書又は教習修了證明書とみなす。

5 この法律の施行前に交付されたる旧法第五条の規定により射擊場として指定されたものとみなす。

6 この法律の施行前に教習射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能検定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

7 この法律の施行の際に係る舊銃砲刀劍類所持等取締法第四条又は第五号の改正規定（「三年」を「五年」に改める部分に限る。）同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五条の二の改正規定（第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。）、第八条第六号の改正規定、第十一条第一項の改正規定（二年）を改める部分を除く。）並びに第二十九条の表の改正規定（「許可証」）の下に「第九条の五第二項の認定証を含む。）を加える部分を除く。）は、公報の日から起算して一月を経過した日から施行する。

8 この法律の施行の際に係る舊銃砲刀劍類所持等取締法第四条又は第五条の五の規定により射擊場として指定されたものとみなす。

9 附則第一項ただし書に規定する改正規定（以下の項において「改正規定」という。）の施行の際現に改正規定による改正前の銃砲刀劍類所持等取締法第四条又は第五条の五の規定により射擊場として指定されたものとみなす。

10 附則第二項（施行期日）抄

1 この法律の施行前に教習射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

2 この法律の施行前に射擊場として指定されたものとみなす。

3 この法律の施行前に教習射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

4 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

5 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

6 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

7 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

8 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

9 附則第一項（施行期日）抄

1 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

2 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

3 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

4 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

5 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能�定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

6 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能椰定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

7 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能椰定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

8 この法律の施行前に射擊場に備え付けられたる舊銃砲刀劍類所持等取締法第九条の五第二項に規定する備付け銃は、改正後の新法第五条の四第一項の技能椰定の申請又は新法第九条の五第二項の認定の申請とみなす。

9 附則第一項（施行期日）抄

改正規定、第五条の改正規定並びに第十九条第二項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（令和三年六月一六日法律第六九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十三条の規定は、公布の日から施行する。
(特定クロスボウ所持者等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にクロスボウ(この法律による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「新法」という。)第三条第一項に規定するクロスボウをいう。以下同じ。)を所持している者(以下この条及び次条において「特定クロスボウ所持者」という。)については、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間(以下「経過期間」という。)(特定クロスボウ所持者が経過期間内に特定クロスボウ(特定クロスボウ所持者)という。)については、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間(以下「経過期間」という。)新法第十一条第三項による届出をして当該届出に係る業務のため所持するとき、新法第十条の八の二第一項の規定による届出をして同条第二項において準用する規定による届出をして同条第二項において準用する銃砲刀剣類所持等取締法第九条の七第二項の規定による保管のため所持するとき、又は新法第四条の規定による当該特定クロスボウの所持の許可の申請をしたときは、当該届出又は申請をした時までの間)は、当該特定クロスボウを所持する者(その職務上当該特定クロスボウを所持している場合に限る。次項において同じ。)に適用しない。この場合において、当該特定クロスボウ所持者の従業者(その職務上当該特定クロスボウを所持している場合に限る。次項において同じ。)に適用しない。新法第三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定クロスボウ所持者の従業者(その職務上当該特定クロスボウを所持している場合に限る。次項において同じ。)に適用しない。この場合において、当該特定クロスボウをそれぞれ輸出又は廃棄のため所持するものについては、経過期間は、当該特定クロスボウに関する限り、新法第三条第一項の規定は、適用しない。この場合においては、新法第十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十条の四、一項の規定は、適用しない。この場合において、当該者の従業者についても、同様とする。
3 前二項の場合においては、新法第十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十条の四、

第十条の六第一項、第十条の八の二第一項、第十条の二第二項、第二十三條の二並びに第二十六条第一項、第二項及び第五項の規定は、前二項に規定する者が特定クロスボウを所持する場合について準用する。この場合において、新法第十条第一項中「それぞれ当該許可に係るの法律による改定後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「新法」という。)第三条第一項に規定するクロスボウをいう。以下同じ。」を所持している者(以下この条及び次条において「特定クロスボウ所持者」とい。)については、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間(以下「経過期間」という。)(特定クロスボウ所持者が新法第十一条第三項による届出をして当該届出に係る業務のため所持するとき、新法第十条の八の二第一項の規定による届出をして同条第二項において準用する規定による届出をして同条第二項において準用する銃砲刀剣類所持等取締法第九条の七第二項の規定による保管のため所持するとき、又は新法第四条の規定による当該特定クロスボウの所持の許可の申請をしたときは、当該届出又は申請をした時までの間)は、当該特定クロスボウを所持する者(その職務上当該特定クロスボウを所持している場合に限る。次項において同じ。)に適用しない。この場合において、当該特定クロスボウをそれぞれ輸出又は廃棄の取り扱いを委託された者(その職務上当該特定クロスボウを所持している場合に限る。次項において同じ。)に適用しない。特定クロスボウ所持者から特定クロスボウについて輸出又は廃棄の取り扱いを委託された者(その職務上当該特定クロスボウを所持している場合に限る。次項において同じ。)を受けたものを受けたものとみなす。この場合においては、当該特定クロスボウ所持するものについては、経過期間は、当該特定クロスボウに関する限り、新法第三条第一項の規定は、適用しない。この場合においては、新法第十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十条の四、

第十一条 都道府県公安委員会は、第一項の申請に係る各号のいずれかに該当する場合を除いては、「正當な理由」と、同条第二項中「は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、」とあるのは「は」と、同条第四項及び第五項中「第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該」とあるのは「当該」と、新法第十条の四第一項中「次条、第十条の八又は第十条の八の二」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十九号。以下「改正法」という。)附則第二条第三項において準用する第十条の八の二第一項」とあるのは「同条」と、新法第二十一条の二第二項中「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号」とあるのは「第十条の五」とあるのは「改正法附則第二条第三項において準用する第十条の四」と、「これらら」とあるのは「同条」と、新法第二十一条の二第二項中「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号」とあるのは「第十条の五」とあるのは「改正法附則第二条第三項において準用する第十条の四」と、「これらら」とあるのは「同条」と、新法第二十一条の二第二項中「第八項又は第九項」とあるのは「第十条の五」とあるのは「改正法附則第三条第五項において準用する第九項」と、「許可が取り消された日」とあるのは「改正法附則第三条第一項の申請について不許可の処分を受けた日」と、「第十一条第十項」とあるのは「同条第五項において準用する第十一条第十項」と読み替えるものとする。
(特定クロスボウの所持の許可の申請をした者に関する経過措置)

第十二条 法第四条の規定による許可の申請をした特定クロスボウ所持者については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、当該申請をした時に当該特定クロスボウについて当該申請に係る用途に応じた同条の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、新法第四条の四第一項及び第三项、第七条第一項、第九条並びに第二十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第十三条 都道府県公安委員会は、その管轄区域内に住所有する者で、第一項の申請に係る許可(新法第四条第一項第一号の規定による許可に限る。次項において同じ。)を受けたものを受講する者として、新法第五条の三の二第一項の講習会を開催するものとする。

第六条 附則第二条第三項において準用する新法第十条第二項の規定に違反して特定クロスボウを発射した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七条 附則第二条第三項において準用する新法第十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八条 附則第二条第三項において準用する新法第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九条 附則第二条第三項において準用する新法第二十二条の二第二項の規定に違反して特定クロスボウを譲り渡し、又は貸し付けた場合は、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第十条 附則第六条から前条までの罪を犯した者は、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科することができる。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十二条 第二条第三項において準用する新法第十条第四項若しくは第五項又は第十条の四第二项から第三項までの規定に違反したときは、一項から第三項までの規定に違反したとき。

第十三条 附則第二条第三項において準用する新法第十一条第九項の規定による提出命令に応じなかつたときは、十一条第九項の規定による虚偽の届出をしたときは、二十一条第九項の規定による虚偽の届出をしたとき。

第十四条 附則第三条第五項において準用する新法第十条第一項の申請とみなす。

第十五条 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会がした射撃指導員の指定は、新法第九条の三第一項の規定により都道府県公安委員会がした猟銃等射撃指導員の指定とみなす。

第十六条 この法律の施行の際に都道府県公安委員会がした射撃指導員の指定の申請をした者は、新法第九条の三第一項の規定により都道府県公安委員会がした猟銃等射撃指導員の指定とみなす。

第十七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、法令で定める。

第十八条 (政令への委任)

第十九条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十条 第五百九条の規定 公布の日

あるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。
(政令への委任)
第十四条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。